

**平成28年度
保育所などの入所の二次申請を受け付けます**

- ▶入所時期 平成28年4月
- ▶対象 保護者の就労などにより、保育所などの保育の必要のある乳幼児
※利用に当たっては、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ▶受付期間 11月22日(日)～平成28年1月22日(金)
- ▶申請書類の配布および受付場所 子育て支援課(月～金曜日および日曜日の開庁時間内)
- ▶その他
 - ・二次申請分の入所調整は一次申請分の調整後となるため、調整状況によっては、希望の保育所などに入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。
 - ・市外の保育所を利用する場合は、同課に問い合わせください。
 - ・原則として、二次申請締め切り後は入所調整を行いません。
- ▶問い合わせ 同課保育担当(内線263)

**平成28年度
学童保育室入室の二次申請を受け付けます**

- ▶入所時期 平成28年4月
- ▶対象 保護者の就労などにより昼間常時留守家庭の小学生
- ▶受付期間 11月22日(日)～平成28年1月29日(金)
- ▶申請書類の配布および受付場所 子育て支援課(月～金曜日および日曜日の開庁時間内)
- ▶その他
 - ・二次申請分の入室調整は一次申請分の調整後となるため、調整状況によっては、希望の学童保育室に入室できない場合があります。あらかじめご了承ください。
 - ・入室決定は申し込み順ではなく、お子さんの学年や保護者の就労状況などを審査し、保育の必要性が高い方から入室となります。
- ▶問い合わせ 同課子育て支援担当(内線262)

**児童虐待防止推進月間PRイベント
「きっずプラザ あおい祭り」を
開催します**

地域子育て支援拠点は、就学前のお子さんと保護者の方が気軽に遊べて情報交換や子育てに関する相談ができる場です。市内には、水城公園内の「きっずプラザ あおい」の他、6カ所の地域子育て支援拠点を開設しています。

このたび、児童虐待防止推進月間のPRイベントとして「きっずプラザ あおい祭り」を開催します。当日は、現役パパ向けの講座の他、ゆるキャラも来場予定です。たくさんの親子の来場をお待ちしています。



吉田大樹さん

- ▶日時 11月28日(土)午前10時～午後3時30分(予定)
- ▶場所 地域子育て支援センター「きっずプラザ あおい」
- ▶講演 「パパと遊ぼう！自宅でするからだを使った遊びかた」
講師：吉田大樹さん(労働・子育てジャーナリスト/グリーンパパプロジェクト代表)
- ▶その他の内容
 - ・ベビーマッサージ教室
 - ・絵本の読み聞かせ&手遊び会
 - ・ゆるキャラと一緒に記念撮影会
- ▶参加費 無料
- ▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)

11月はいじめ撲滅強調月間です

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に定め、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、1人で悩まずご相談ください。

よい子の電話教育相談

- ▶相談日時 24時間365日対応
- ▶連絡先
 - 【子ども専用(18歳以下)】☎0120-86-3192
 - 【保護者専用】☎556-0874
 - 【Eメール相談】soudan@spec.ed.jp



ヤングテレホンコーナー(埼玉県警察少年サポートセンター)

- ▶相談日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
- ▶連絡先 ☎048-861-1152

子どもスマイルネット

- ▶相談日時 毎日(祝日、年末年始を除く)午前10時30分～午後6時
- ▶連絡先 ☎048-822-7007

埼玉いのちの電話

- ▶相談日時 金・土曜日の午後3時～9時30分
- ▶連絡先
 - 【こどもライン(18歳以下)】☎048-640-6400
 - 【相談電話】☎048-645-4343(24時間365日対応)

さいたまチャイルドライン

- ▶相談日時 毎日(年末年始を除く)午後4時～9時
- ▶連絡先 【子ども専用(18歳以下)】☎0120-99-7777

埼玉県こころの電話

- ▶相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時
- ▶連絡先 ☎048-723-1447

子どもの人権110番(さいたま地方法務局人権擁護課所管)

- ▶相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
- ▶連絡先 ☎0120-007-110

- ▶問い合わせ 埼玉県県民生活部青少年課☎048-830-5858

**11月は児童虐待防止推進月間です
～子どもを守るためには、地域の見守りが必要です～**

毎年11月は児童虐待防止推進月間です。「児童虐待」は、家庭という密室の中で行われるため他者からは発見されにくく、親が「しつけ」と思っている行為でも、実際に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは虐待となります。虐待から子どもを守るためには、地域の見守りが何よりも必要です。「虐待かもしれない」と気に掛かる家庭がありましたら、通報相談窓口にご連絡ください。

児童虐待って何

- ▶身体的虐待 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなどの行為。また、不自然な傷やあざが子どもにある場合も、身体的虐待の疑いがあります。
- ▶性的虐待 子どもへの性的行為の強要。児童の裸を撮影するなど。
- ▶養育怠慢(ネグレクト) 子どもを家に閉じ込める、食事を与えない、お風呂に入れない、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置することなどの行為。
- ▶心理的虐待 言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で夫婦げんかやDV(ドメスティックバイオレンス)を行い、心理的に影響を与えるなどの行為。

小さなサインから子どもを守る

虐待の多くは家庭内で起こっています。地域で「虐待ではないか」という問題意識を持っていないと、見過ごされてしまいます。また、保育所、幼稚園、学校、保健機関、医療機関などでも、子どものちょっとした「サイン」を見逃さないことが大切です。

【子育て中の方へ】

- 次のようなことで悩んでいたら、一人で悩みを抱え込まないで、まずは相談窓口へご相談ください。
 - ・子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている。
 - ・子育てが思うようにならず、つい子どもをたたいたり、怒鳴ったりしてしまう。
 - ・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない。
 - ・パートナーの理解が得られず、周囲の協力も得られない。
- 【子育て中の方をサポートしている方たちへ】
 - ・子育て中の親が孤立しないよう、話し相手になったり、子どもへのあいさつや声掛けなどをしたりして見守ってください。
 - ・「虐待かもしれない」と気に掛かる家庭がいる場合は、相談窓口へ連絡してください。

虐待と思われる「サイン」

- ▶子どもの状況
 - ・不自然な傷やあざが多い(特に、腕・足・顔に多い)。
 - ・夜遅くまで外で遊んでいたり、学校や塾から帰宅することを拒んだりする。

- ・夜、何時間も外に出され、家に入れてもらえない。
- ・身体、衣服がとても不潔で、髪の毛も不衛生になっている。
- ・親が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子供たちだけで留守番していることが多い。

▶親の状況

- ・地域で孤立していて、第三者が子どものことについて意見をしたり、話を聞いたりすると被害的・攻撃的になりやすい。
- ・子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- ・子どもに食事をきちんと与えていない。
- ・子どもの傷やあざについて親に話を聞こうとすると、返答が不自然になる。
- ・子どものいる前で、夫婦げんかを頻繁にしている。

▶地域からの状況

- ・殴る、蹴るなどの虐待行為を目撃した(親は「しつけ」と言うことがある)。
 - ・たたく音や叫び声、泣き声などが頻繁に聞こえる。
 - ・夫婦げんかで怒鳴ったりする声などが頻繁に聞こえる(夫婦げんかを目撃することで子どもへの心理的虐待となります)。
- この他、心配なことがありましたら、通報相談窓口へご連絡ください。

通報相談窓口

- 児童虐待防止法では、全ての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などへ連絡(通告)しなければならないと定められています。虐待の現場を目撃した方や虐待かもしれないと思った方は、次の通報相談窓口までご連絡ください。なお、子どもを守るために連絡(通告)した方の個人情報には伝わりないように配慮し、保護します。
- ・児童相談所全国共通ダイヤル…189(イチハヤク)
※児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
 - ・行田市虐待防止ホットライン…0120-556-212
- ▶子育てにお悩みの方は、次の相談窓口までご連絡ください。
- ・行田市子育て総合支援窓口(子育て支援課内) …556-2011
 - ・行田市家庭児童相談室…556-1111(内線268)
 - ・保健センター…553-0053
- ▶子育て経験者による家庭訪問型子育て支援サービスを利用したい方は、こそだて応援専用ダイヤルをご利用ください。
- ・こそだて応援専用ダイヤル…070-2796-8856

- ▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)